

平成31年3月11日

株式会社フォーサイト
代表取締役 山田 浩司 殿

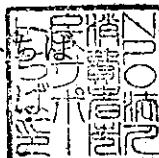
〒260-0013

千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県教育会館5階

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば

検討委員会委員長 井 原 真 吾



問合せ書

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば（以下「当法人」といいます。）は、消費者問題に関する情報収集及び提供、普及、啓発活動を通じ、消費者被害の防止並びに救済、その他不特定多数の消費者の利益保護を図ることを目的としている団体です。当法人は、消費者契約法第13条の規定に基づく適格消費者団体の認定を目指しており、消費者団体、消費生活相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題に取り組む専門家・関係団体により構成されています。

当法人では、消費者被害の情報収集を実施しておりますところ、貴社が販売している各種通信教育の「返品について」のホームページ上の記載内容につきまして、消費者の権利保護の観点から調査・検討の必要があると思われる点がありました。

そのため、当法人は、貴社に対して下記の点についてのご見解をうかがいたく、ご連絡いたします。

つきましては、本問合せに対する貴社のお考えを、平成31年4月12日（金）までに、文書にて当法人までご送付いただきますようお願いいたします。なお、本問合せ並びに貴社からの回答の有無及び回答の内容は、当法人の活動目的のため、公表することができますので、その旨ご承知おき下さい。

記

貴社のホームページにおきまして、「特定商取引法に基づく表記」中の「返品について」の記載によれば、受講開始後の解約の場合、「講座に付随したキャン

ペーンの特典として、無料もしくは割引価格でご利用いただいた講座分の受講料につきましては、正規受講料相当分の $1/2$ を「発送済講義部分の受講料相当額」として算定」するとされております。

また、途中解約した場合の返金額については、未発送部分の受講料相当額の 20% を控除した金額とされております。

これらは、貴社との契約を途中解約した場合の損害賠償額を予定し、あるいは違約金を定めたものと捉えることができます。

そうしますと、「(前年度教材等の) 無料提供キャンペーン」とうたった講座につき、途中解約した場合に正規受講料の 50% を損害賠償額ないし違約金とし、さらに、未発送部分の受講料相当額の 20% を損害賠償額ないし違約金としているものと考察いたします。

そこで、貴社におかれまして、途中解約された場合に、どのような損害が生じるものと想定して上記の各算定割合を出されたのか、それぞれご教示ください。

以上